

(別記様式3)

### 社会福祉連携推進方針

社会福祉連携推進認定後の法人の名称	社会福祉連携推進法人 乳幼児教育ユニティ	
理念・運営方針	本法人は、社会福祉連携推進方針に基づき、社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、並びに地域における良質かつ適切な福祉サービスの提供及び社会福祉法人の経営基盤の強化に資することを目的とする。	
社員の名称	社会福祉法人みどり社会福祉協会、社会福祉法人睦会、社会福祉法人会津報徳会、社会福祉法人恵泉会、社会福祉法人育和会、社会福祉法人明星福祉会、社会福祉法人清隆厚生会、社会福祉法人ピアッツァ、社会福祉法人東明会、社会福祉法人愛育福祉会	
社会福祉連携推進区域の範囲	新潟県長岡市、青森県鶴田町、青森県八戸市、岩手県花巻市、福島県会津若松市、茨城県境町、茨城県茨城町、茨城県石岡市、秋田県にかほ市、神奈川県横浜市保土ヶ谷区	
社会福祉連携推進業務の内容	地域福祉支援業務	地域福祉の推進に係る取組を社員が共同して行うための支援業務
	災害時支援業務	災害が発生した場合における社員が提供する福祉サービスの利用者の安全を社員が共同して確保するための支援業務
	経営支援業務	社員が経営する社会福祉事業の経営方法に関する知識の共有を図るための支援業務
	貸付業務	実施なし
	人材確保等業務	社員が経営する社会福祉事業の従事者の確保のための支援及びその資質の向上を図るための研修業務
	物資等供給業務	社員が経営する社会福祉事業に必要な設備又は物資の供給業務
その他業務の内容	社員以外に社会福祉連携推進業務と同様のサービスを提供する業務、広く社会一般を対象とした調査研究、出版等の業務	